



生きた爬虫類のペット取引

金成かほる(プログラムオフィサー)

日本は生きた爬虫類の主要な輸入国

日本の生きた爬虫類の輸入価額は、2007年には約4億7千万円、567万米ドルにのぼり、その規模は世界で第3位であった(財務省、

2010; UNSD Comtrade, 2009)。日本の貿易統計によれば、2005年以降、爬虫類の輸入頭数は徐々に減ってはいるものの、2008年には年間30万頭以上の生きた爬虫類を輸入している(図1)。ワシントン条約掲載種の生きた爬虫類の輸入についても、日本は1980年の条約締結以降、現在まで常にトップ10の輸入国となっている(CITES, 2010)。2007年にはワシントン条約掲載種の爬虫類の世界の輸入量は約200万頭であり、日本はそのうち約64,000頭を輸入した。(E. White, UNEP-WCMC, *in litt.*, 24 June 2010)

一方、2007年の貿易統計による輸出(再輸出を含む)価額は約200万円強で(財務省、2010)輸入価額と比較して小さく、爬虫類取引の中での日本は重要な消費市場として位置づけられることは明らかである。

UNEP-WCMCがまとめたCITES Trade Databaseから2007年のワシントン条約対象種の世界の生きた爬虫類取引を見ると、323種が国際取引されており、そのうち日本は約58%にあたる188種を輸入している。このうちインドホシガメ *Geochelone elegans*、ギリシャ

リクガメ *Testudo graeca* といったリクガメについては、2007年の輸入量は日本が世界1位である。またリクガメ科全体については、米国に次いで2位である(図2)。2007年より前のデータを見てみると米国とともに2位あるいは1位であることがほとんどであり、リクガメに関して日本は世界最大規模の輸入国であると言える。

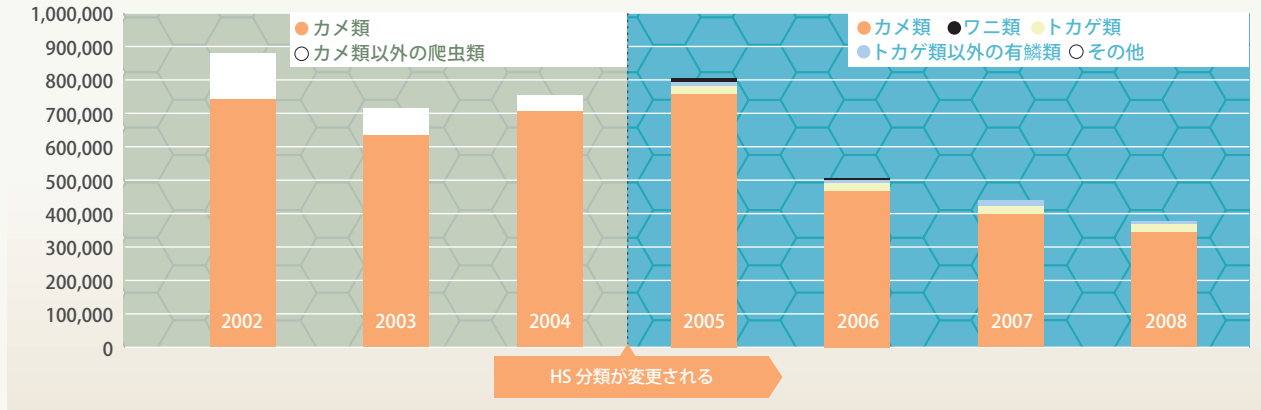
1981年以降1990年代後半まで、日本のワシントン条約掲載種の爬虫類の輸入は増加していた(図3)。爬虫類専門の雑誌や書籍によれば、1980年終わりから1990年代前半のバブル経済期にエキゾチックアニマルのブームがはじまった。初期にはイグアナやカメレオンといったトカゲ類が多く(菅野、2008)、その後1990年代後半以降には、淡水ガメ・リクガメの割合が大きくなってきた。2007年のワシントン条約の取引データをみると、生きた爬虫類ではギリシャリクガメがもっとも多く11,147頭、次いでホルスフィールドリクガメ *Testudo horsfieldii* 6,704頭である。ヘビ類ではボールパイソン *Python regius* 5,113頭、トカゲ類ではグリーンイグアナ *Iguana iguana* 2,811頭が一番多い(CITES trade statistics derived from the CITES Trade Database, managed by UNEP-WCMC, received from E. White, UNEP WCMC, *in litt.*, 24 June 2010)。

ペットショップ調査の結果

トラフィックは2007年に関東、関西、中部地方の40店の爬虫類を取り扱うペットショップを調査した。その結果410種の爬虫類が販売されているのがわかった。種数としてはトカゲ類がもっとも多く、全種

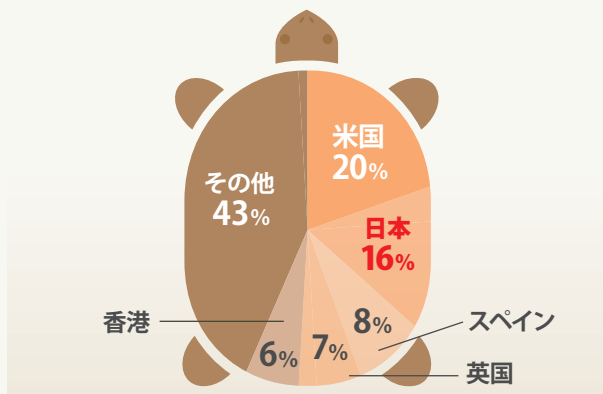


図 1 2002~2008年の貿易統計からの日本の生きた爬虫類の輸入頭数



出典：財務省、貿易統計、2009年
 分類表記は日本のHSコードに基づく。
 2002年より貿易統計の分類コードとして生きた爬虫類の項目が設定された。カメ類がヘビやトカゲ、ワニより多くの割合を占めていることがわかる。貿易統計では種名別でのデータはとられていない。これらの統計にはワシントン条約掲載種も含まれている。

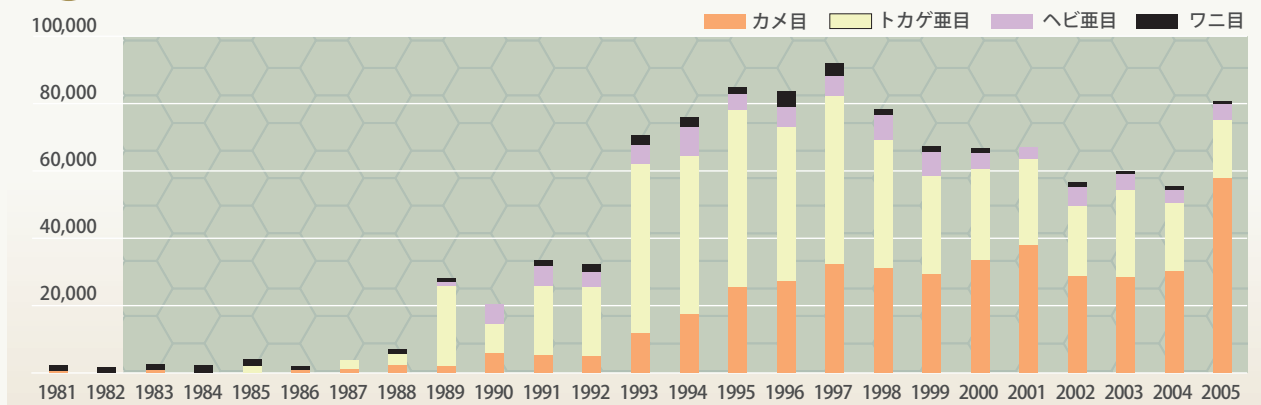
図 2 世界の生きたリクガメ(リクガメ科)の輸入頭数(2007年)



出典：CITES trade statistics derived from the CITES Trade Database, managed by UNEP-WCMC, received from E. White, UNEP-WCMC, *in litt.*, 24 June 2010.



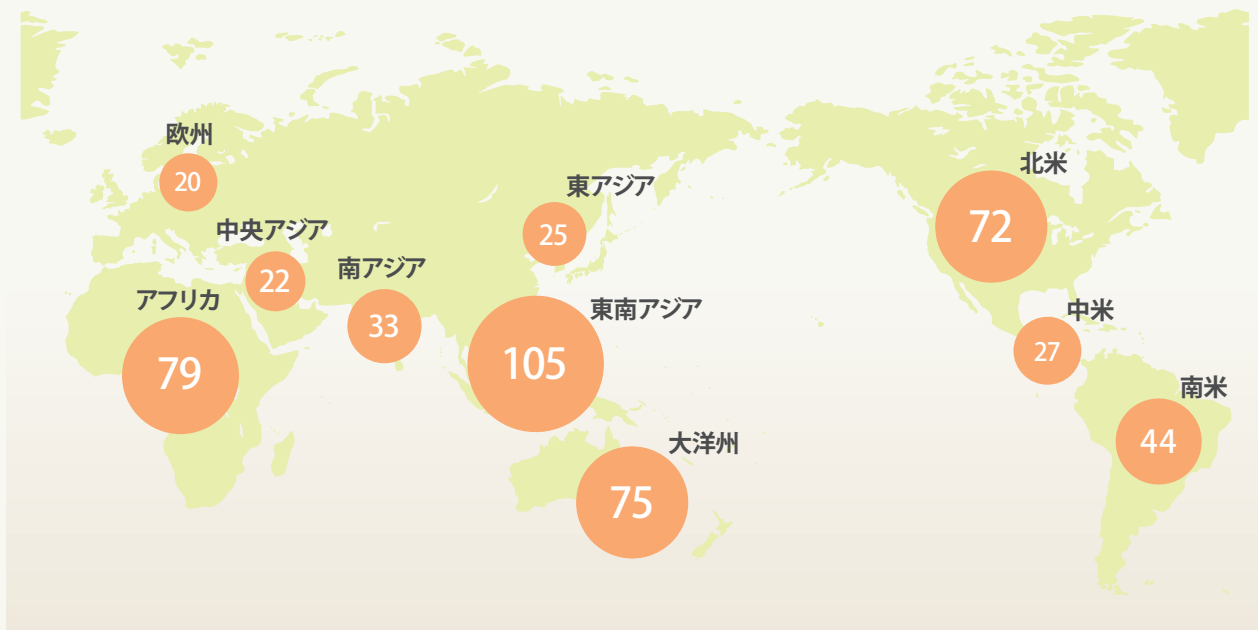
図 3 1981~2005年のワシントン条約に掲載されている爬虫類の日本への輸入頭数の遷移



出典：UNEP-WCMC CITES Trade Database: Data by request
 ※単位がkgのデータは除外(TESTUDINES spp. 1,454kg in 1981, *Naja naja* 350kg in 1990 and *Pelodiscus sinensis* 17,056.75kg in 2005)
 ※スッポン *Pelodiscus sinensis*は2005年2月17日~6月23日の間、中国がワシントン条約附属書IIIに掲載していた。この間、この種の27,100頭が2005年に日本に輸入されたと記録されている。これがこの年にカメ類の輸入が増えている理由のひとつであると考えられる。

図 4 日本のペットショップで見られた種の原因地域 (地域ごとの種数)

単位: 種数



注: 生息域が複数の地域にまたがる種は、重複してカウントしている

数の40%を占めていた。また、カメ類に関しては世界に知られている淡水ガメ・リクガメの種の半数以上が販売されていたことがわかった。この市場調査において、もっとも販売頻度が高かったのはボールパイソン *Python regitus* (ワシントン条約附属書II) であった。またリクガメ・淡水ガメではギリシャリクガメ *Testudo graeca* (附属書II) がもっとも販売頻度が高かった。調査から、取引されている種の原因地域を調べると、東南アジアがもっとも多く、アフリカ、オセアニアと続く (図4)。

また販売されていた種の中には、IUCNのレッドリスト (2007年) において近絶滅種 (CR) に分類されている15種が含まれていた。これらの近絶滅種の販売については、取引の合法性に関わらず、これらの種の原因国において、種の存続に有害でないかどうか懸念される。

さらに、文化財保護法で保護されているセマルハコガメ *Cuora flavomarginata evelynae* やリュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica* の販売もみられた。天然記念物に指定されているこれらの種の販売はこの法律により禁止されており、違法な販売である。

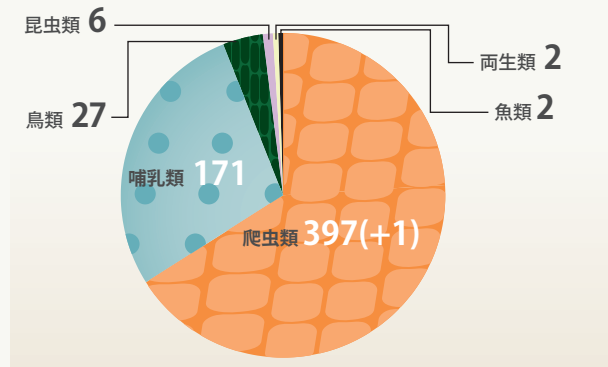
生きた爬虫類に関する法的規制

ワシントン条約掲載種の輸出入を水際において管

理している「外国為替及び外国貿易法 (外為法)」 「関税法」のほか、日本では、動物が一旦国内に入ってからワシントン条約附属書I掲載種や他の希少野生動植物種の取引や捕獲を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」がある。ただし種の保存法が規制対象としているワシントン条約対象種は附属書I掲載種のみで、附属書IIやIII掲載種は対象とはならず、一旦国内に入れば国内取引は規制の対象とはなっていない。

図 5 2007~2008年に税関によって押収された生きた動物または死体 (サンゴ類を除く)

単位: 頭数



注: 記録中の1件については爬虫類とサンゴの合計で3個体というものがあつた。これを爬虫類1頭とすると、合計は397頭となり、2頭とすると398頭となる。
 出典: 財務省関税局、2007年



違法な取引

日本での生きた動物の違法な輸入や持ち込みで、もっともよくターゲットとなっているのが爬虫類である(図5)。2007～2008年には税関において、397頭の生きた爬虫類あるいは爬虫類の死体が押収されている。こうした爬虫類の多くはリクガメ・淡水ガメであった。

トラフィックが、税関における差止事例なども含めて、1995年から2008年までの間に把握している国内の事件を分析したところ、主にインドホシガメ *Geochelone elegans*, ホウシヤガメ *Astrochelys radiata*, ビルマホシガメ *Geochelone platynota*, パンケーキリクガメ *Malacochersus tornieri* といった種が違法取引のターゲットとなっていた。

結論

日本は、生きた爬虫類の輸入大国である。日本で販売されている爬虫類の多くは海外から輸入されてきた個体である。原産国で輸出が制限されているものや、IUCNのレッドリストで絶滅の

おそれのあるものとして分類されているものもある。爬虫類に関する日本国内の法規制については、ワシントン条約に基づいて行われる輸出入の規制や、種の保存法や外来生物法による国内取引の規制が行われているものの、その対象は限定的である。税関によって水際で差し止められた動物のなかでも爬虫類は目立って多いが、国内取引に関する法規制は附属書I掲載種のみが対象となる。これらの違反行為の要因として、種の保存法による罰則が不十分であること、希少動物を取り扱う業者の管理システムが不十分であること、生きた動物個体の個体登録方法に見直しが必要であることなどをトラフィックは指摘する。世界の生物多様性に影響を与える、世界の野生生物の最終消費国として日本として、世界の野生の爬虫類の存続を脅かさないようにし、エコロジカル・フットプリントに与える負の影響を少なくする、現行の野生生物取引に関する法体制を改正していく必要があるとトラフィックは考えている。

参考文献

- 経済産業省. (2009). 2007年ワシントン条約年次報告書
財務省. (2010). 貿易統計. <http://www.customs.go.jp/toukei/info/tsdl.htm>. (2010年8月4日閲覧)
菅野宏文(著)原幸治(監修). (2008). 改訂版へビの医・食・住. 株式会社どうぶつ出版. 東京都. 日本. 160pp.
世界自然保護基金日本委員会. (1999). 国際経済交流財団委託事業報告書「ワシントン条約対象動植物の取引動向に関する調査研究」. 134 pp.
CITES Trade Data Dashboard. (2010). <http://www.cites.org/eng/news/sundry/2010/dashboards.shtml>. (2010年8月4日閲覧)
Kanari, K. and Auliya, M. (In prep.). Pet Reptile Trade of Japan, Unpublished report
UNSD Comtrade. (2009) United Nations UNSD Comtrade Databaseこれは各国から提出された報告に基づきUN Statistics Department がまとめたデータである。(2009年5月11日閲覧)